

最近の判例から (14)－保育園と騒音－

保育園の園児から発生する声等の騒音が受忍限度を超えているとした、近隣住民の慰謝料及び防音設備設置の請求が棄却された事例

(大阪高判 平29・7・18 ウエストロー・ジャパン) 小野田 一雄

保育園の近隣居住者が、園児が園庭で遊ぶ際に発生する声等の騒音により精神的苦痛を被ったとして慰謝料及び防音設備の設置を求めた事案の控訴審において、保育園の騒音は一般社会生活上受忍すべき限度を超えるものと評価できないとして、一審同様、近隣居住者の請求を棄却した事例（大阪高裁 平成29年7月18日判決 控訴棄却 上告棄却・不受理 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

X（原告・控訴人：近隣居住者）は、昭和42年頃から現在の家に住居しており、妻及び子1名と同居し、本件保育園の開設以前に退職して、一日を通し家で過ごす生活をしている。

本件保育園開設にあたり、Y（被告人・被控訴人：保育園経営者・社会福祉法人）は、平成16年7月以降、周辺住民に対して説明会を複数回開催した。周辺住民より、園児が発する声等の騒音による健康被害の懸念が示され、建物の構造、位置の変更について検討するよう要望・意見が出された。Yはそれら住民の意向を踏まえ、本件保育園施設の設計変更を行い、平成18年8月、個別の近隣住民との間で、本件保育園からの騒音対策の一環として「Yの負担において、近隣住民の窓の一部を二重サッシにする、保育園施設を住民の境界線から遠ざけるように変更する」などの合意を交わした。

しかし、根本的な騒音対策の必要性を求め

るXとの間では、平成17年11月、Yは高さ3mの防音壁設置の提案を行ったが、Xからは根本的解決には程遠い等として合意は得られなかった。

Yは、高さ3mの防音壁を建て、平成18年4月1日、本件保育園を開設した。Xは同年3月1日に、高さ5mの防音パネル設置を求める民事調停を申し立てたが、同年6月28日、同調停は不成立で終了した。

平成26年、XはYに対して、本件保育園の園児が発する声等の騒音が環境基準や神戸市の騒音基準を超え、日常生活に支障を来して精神的苦痛を被ったとして、慰謝料100万円等の支払い、並びに境界線上に本件保育園からの騒音が50db以下となる防音設備の設置を求める本件訴訟を提訴した。一審はXの請求を全部棄却したことから、Xは控訴した。

2 判決の要旨

裁判所は次のように判示し、Xの請求を全部棄却し、控訴費用はXの負担とした。

(1) 騒音の判断基準について

ある施設の設置・経営に伴って発せられる騒音が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利害侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該施設の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生

生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである（最一判 平6・3・24 集民172-99等参照）。Xは、環境基準を超える騒音は受忍限度を超えると主張するが、同基準を超える騒音が、直ちに受忍限度を超える騒音になると評価すべきものではない。

(2) 騒音がXに与える影響

本件鑑定によれば、X宅において観測された等価騒音レベルは、園児が園庭で遊んでいる時間帯で57.43db、園庭にいない時間帯で52.9dbであることから、園庭における園児の騒音はX宅の敷地において影響は与えているもののその程度は大きいものとはいえない。

Xは既に退職しており、一日の大半を自宅で過ごすことが多いことからすれば、本件保育園から発生する騒音の影響を受ける程度は決して小さくなく、Xが不快感、不安感を抱いていることは理解できるが、Xが自宅において特に静謐を要する職業に従事しているとか、昼間の休息を要する職業、健康状態にあるとする証拠はない。

そして、園児が園庭で遊んでいる時間帯は1日のうち約3時間に限られ、その時間帯においても、環境基準でいえば、屋内での会話への影響が生じ得る騒音レベル（45db）をわずかに上回る騒音が発生しているにとどまっていることからすると、本件保育園で発生する騒音によりXが被る被害は、一般的にみれば、日常生活に重大な影響を及ぼす程度とはいえない。

(3) 結論

本件保育園で発生する騒音によりXが被る被害は、一般的にみれば、日常生活に重大な影響を及ぼす程度とはいえないこと、Xの居住地域は、もともと自動車騒音及び電車騒音が連続的ないし継続的に存在する地域であり、保育園からの騒音による騒音レベルの増加はさほど大きいともいえないこと、保育園

の持つ公益性・公共性自体は否定できないこと、保育園開設前後を通じてYに周辺住民に対する不誠実な態度があったとも認められないこと等の諸事情を総合すると保育園から発生する騒音は、保育園開設当初から現在に至るまで、いまだ一般社会生活上受忍限度を超えているものとは評価できず、違法な権利侵害ないし利害侵害になるということはできない。

3 まとめ

本件事案は、その後最高裁に上告されたが、平成29年12月19日に棄却されている。

現在、各自治体は待機児童ゼロを目指し、保育園設置をはじめとする、様々な施策を展開しており、参考になる判例と思われる。

園児が発する声等は、一般的に、不規則かつ大幅に変動し衝撃性が高い上に高音であって、人の耳に感受されやすいものである。その受け止め方については、これを気になる音として不愉快、不快等と感じる者もあれば、さほど気にせず、むしろ健全な発育を感じてほほえましいと感じる者もいるといったように、人によって感受性が異なるものである。

保育園での元気な園児の声は健やかに育っている証と思うが、一方で、保育園への送り、迎えの際の保護者等の会話が騒がしいという声を耳にするので、それには配慮が必要と考える。

なお、騒音に関する裁判例として、こども文化センター利用者の騒音により精神的苦痛を受けたとした隣地居住者の騒音発生禁止の仮処分申立てが棄却された事例（横浜地裁川崎支判 平22・5・21 判例時報2089-119）もあるので、参考にしていきたい。

（調査研究部上席主任調整役）